

12月4日から10日は『人権週間』

「育てよう 一人一人の 人権意識」
 —思いやりの心・かけがえのない命を大切に—

1948年12月10日、国際連合において世界人権宣言が採択されました。その日を記念して、毎年この12月10日を「人権デー」と定め、12月4日からこの人権デーまでの1週間を「人権週間」として、人権意識の普及高揚を呼び掛けています。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の

人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会をつくるのがわたしたちの願いです。

本年、法務省と全国人権擁護委員連合会では、次のように15項目の強調事項を定め、広く国民の皆さんに人権尊重を呼び掛けています。

人権尊重 15 項目強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

人権問題など、悩みごとでお困りの人は、法務局またはお近くの人権擁護委員にお気軽にご相談ください（相談無料・秘密厳守）。

■ 常設人権相談所

- ▶ 日 時 月曜日～金曜日（休日を除く）
午前9時～午後4時
- ▶ 場 所 岡山地方務局備前支局
☎0869-64-2770
- ▶ 相談内容 夫婦・親子・相続・不動産・借地・借家・名誉・信用・金銭・近隣関係・差別・いじめ・体罰などの困りごとや心配ごと

■ 子どもの人権110番 ☎0570-070-110

■ 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810



平成19年度保育園保育料徴収金の基準額表

（単位 円）

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	徴収金基準額（月額）					
		邑久・長船地域保育園			牛窓地域保育園		
	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0	0	0	0	0	0
第2	第1階層を除き前年度分の市民税非課税世帯	6,000	4,000	4,000	5,400	3,600	3,600
第3	第1階層・第6～17階層を除き、前年度分の市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割のみの世帯					
第4		所得割が5,000円未満					
第5		所得割が5,000円以上					
第6		1円～ 20,000円					
第7		20,001円～ 40,000円					
第8	40,001円～ 60,000円						
第9	60,001円～ 80,000円						
第10	80,001円～110,000円						
第11	110,001円～140,000円						
第12	140,001円～170,000円						
第13	170,001円～200,000円						
第14	200,001円～270,000円						
第15	270,001円～350,000円						
第16	350,001円～510,000円						
第17	510,001円以上						

※合併に伴う特例措置として、牛窓地域保育園保育料については、5年間の調整期間が設けられていますので、毎年徴収金基準額表が変わります。平成21年度には同一基準額表に統一されます。なお、児童館の保育料は11,500円です。